

綾部市教育大綱

第3次

一人ひとりの幸せをみんなで紡いで

実現できるまち・・・綾部

令和4年7月

綾 部 市

大綱の位置づけ

大綱は、平成27年4月1日から施行されている、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」第1条の3に規定されているものであり、綾部市の教育を推進するための基本指針となるものである。

期 間

令和4年度から令和7年度までの4年間とする。

関連計画との整合

教育大綱は以下の計画等を踏まえて策定するものとする。

- ・ 国の教育振興基本計画
- ・ 京都府教育振興プラン
- ・ 第6次綾部市総合計画・前期基本計画
- ・ 綾部市「学校教育の重点」「社会教育の重点」

I 綾部市教育の基本理念

わがまち「あやべ」を愛し、「あやべ」の風土や歴史・文化を誇れる
心豊かな人づくり

まちづくりの根幹は「人」であり、綾部市固有の多様で豊かな「文化」は、先人たちのこれまでのまちづくりの長い歴史の中で育まれたものです。

本市の教育の理念『わがまち「あやべ」を愛し、「あやべ」の風土に歴史・文化を誇れる心豊かな人づくり』に基づき、本市のこれまでのまちづくりに込められた先人の願いや思いに対して、誰もが敬意を払い、尊重し、次の世代に引き継いでいくことができるように、心豊かな人と文化の育成、次代を担う子どもたちの健全育成に取り組みます。

Ⅱ 綾部市教育の基本的方向性（ビジョン）

- ☆ 生命や人権を尊重する態度の育成
- ☆ 健やかな心身と基本的な生活習慣の育成
- ☆ 生きる力と進路を切り拓く力の育成
- ☆ 絆づくりと活力あるコミュニティの育成
- ☆ 文化・スポーツ活動に親しむ態度の育成

少子化と人口減少の更なる進行に直面するとともに、頻発する自然災害や新たな感染症など様々な課題への対応と持続可能なまちづくりが求められる中、学校・家庭・地域社会・関係機関との連携のもとに、学校教育・社会教育における学びを大事にしながら、魅力と特色のある教育を推進します。

Ⅲ 綾部市教育の重点目標（ミッション）

1

確かな学力の育成

幼児児童生徒の学力の状況を客観的に把握・分析し、小中一貫教育のもと、学習意欲の向上や教育活動の充実を基盤として、学力の充実・向上に努める。

<主な方向性>

- ◇ 「綾部市の『あい』のある学習」を基盤とし、生きる力としての資質・能力をはぐくむ「主体的・対話的で深い学び」を目指す授業への改善
- ◇ 論理的に思考し表現する力等を育成する教育活動の充実
- ◇ 個に応じた指導の一層の充実
- ◇ 家庭学習の定着と充実
- ◇ 安心して学べる学級経営の充実

2

心優しく温かい人間性の育成

生命を大切にする心、人を思いやり尊重する心、自己を尊重し他者を尊重する態度や実践力を教育活動全体を通じて培う。

<主な方向性>

- ◇ 道徳教育における授業の工夫改善、研修の充実
- ◇ 一人一人の尊厳と人権が尊重される学校（園）づくりの推進
- ◇ 不登校の未然防止に向けた積極的な取組の推進
- ◇ 集団生活や社会のきまりを守ることの大切さなど、規範意識の醸成
- ◇ いじめの未然防止に向けた取組の充実

3

健やかな心身の育成

幼児児童生徒が生涯にわたっていきいきとたくましく生きるために、それを支える基盤として健やかな心身の育成や危機対応能力の育成を図る。

<主な方向性>

- ◇ 体力・運動能力の向上や体育・スポーツ活動、芸術文化活動の活性化
- ◇ 現代的健康課題の対応を含む保健管理と保健教育の一層の充実
- ◇ 危機対応能力の育成
- ◇ 幼児児童生徒の安全確保の徹底と危機管理体制の強化
- ◇ 感謝の気持ちや望ましい食習慣を身に付けさせる食育の充実
- ◇ 安全・安心な学校給食の提供

4

国際理解教育・ふるさと教育の充実

ふるさと「あやべ」のよさを体得させ、愛着を深めるとともに、国際社会に主体的に生きる「グローバルなあやべの子ども」としての基礎的資質を養う。

<主な方向性>

- ◇ ふるさと「あやべ」について学び、ふるさとを愛し社会参画できる資質・能力や態度の育成
- ◇ 国際社会に主体的に生きる基礎的な資質の育成
- ◇ 環境教育の充実
- ◇ 情報活用能力の育成
- ◇ 共生社会の理解を深め、様々な人と共に生きる豊かな心情の育成

5

一人一人の個性や能力の伸長

幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じ、個性や能力の伸長に努め、生涯にわたって心豊かでたくましく生きる力を培う。

<主な方向性>

- ◇ 障害のある幼児児童生徒への適切な支援と指導
- ◇ 就学前から就労に至るまでの一貫した特別支援教育の充実
- ◇ 教育活動における人権教育の推進
- ◇ 地域社会に貢献する次世代人材育成に向けたキャリア教育の充実
- ◇ 人間形成の基礎を培う幼児教育の充実
- ◇ 読書活動の充実

6

小中一貫教育の推進と学校の教育力の向上

綾部市小中一貫教育基本構想「あい紡ぎプラン」に基づき、中学校ブロックごとの校種間の連携を一層強化し、より確かな実践的指導力の向上を図るとともに、少子化に対応した教育体制の構築を図るなど、学校・園教育に寄せられる市民の信託と期待に応える。

<主な方向性>

- ◇ 「あい紡ぎプラン」に基づく小中一貫教育の推進
- ◇ 「綾部市の『あい』のある学習」でつなぐ幼小中の授業の充実
- ◇ 授業力向上と人材育成の推進
- ◇ 学校運営に係る人材の確保と学校の教育力の向上
- ◇ 地域と学校の連携・協働の推進
- ◇ 教職員の働き方改革の推進

7

人権教育の推進

同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決につながる学習の機会を積極的に提供するとともに、人と人が尊敬し合い、心豊かにつながり支え合える人づくりを推進する。

<主な方向性>

- ◇ 人権教育の推進

- ◇ 人権学習の機会の充実

8

家庭・地域社会の教育力の向上

次代を担う青少年の健やかな成長のために、家庭への支援体制や地域社会における取組の充実を図るとともに、学校・家庭・地域社会の連携による地域総がかりの取組を推進する。

<主な方向性>

- ◇ 家庭の教育力の向上
- ◇ 地域社会の教育力の向上

9

生涯学習の推進

公民館を拠点とした生涯学習の充実を図るとともに、資料館、天文館、図書館等を活用し、共に学び合い、心身ともに健康な人づくり、元気あふれるまちづくりを推進する。

<主な方向性>

- ◇ 生涯学習の推進
- ◇ 生涯学習施設の充実

10

文化財の保存・継承・活用

ふるさと綾部の歴史や伝統文化に関心を持つことで、文化財の保護・保存を通して、市民がふるさとを愛し、ふるさとに自信と誇りを持てるよう文化財の継承・活用を推進する。

<主な方向性>

- ◇ 文化財の保存・継承・活用
- ◇ 資料館活動の充実と推進



綾部市教育大綱 体系図

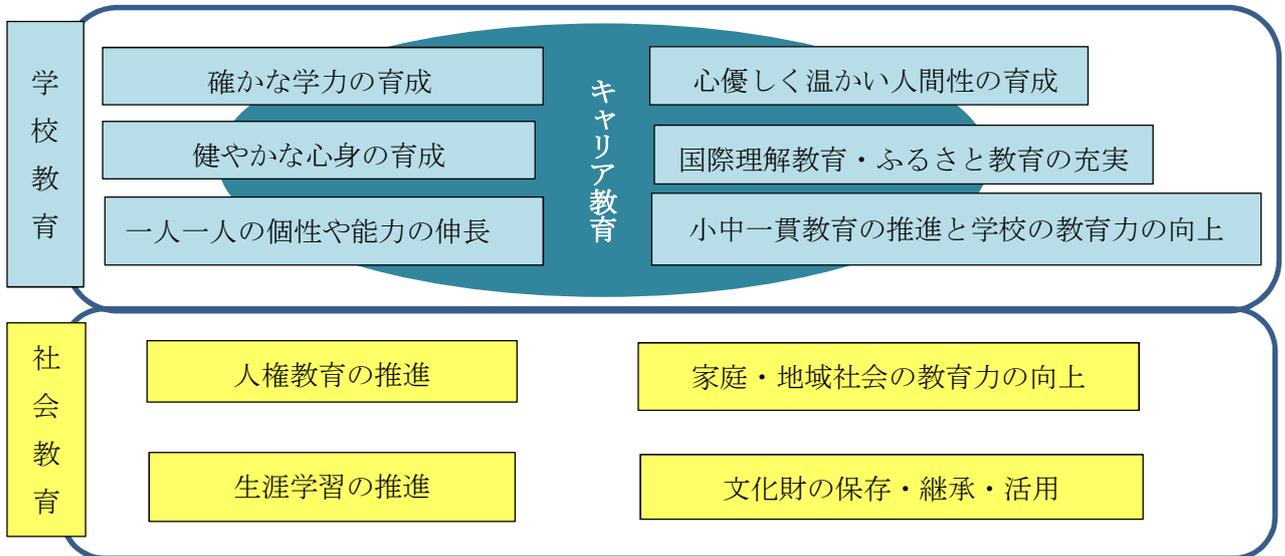
<基本理念>

わがまち「あやべ」を愛し、「あやべ」の風土や歴史・文化を誇れる 心豊かな人づくり

<5つのビジョン>

- 生命や人権を尊重する態度の育成
- 健やかな心身と基本的な生活習慣の育成
- 生きる力と進路を切り拓く力の育成
- 絆づくりと活力あるコミュニティの育成
- 文化・スポーツ活動に親しむ態度の育成

<10のミッション>



「学校教育の重点」 「社会教育の重点」